

令 3 観事第 1 号
令和 3 年 4 月 6 日

市内宿泊事業者各位

一般社団法人 安曇野市観光協会
会 長 小岩井 清志

先般ご通知申し上げた安曇野市宿泊施設応援給付金のご案内の計算式等
内容の変更に係るお詫びと訂正について (再送 0406 変更通知)

平素は、当観光協会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて先般ご案内申し上げた安曇野市からの委託を受けた「新型コロナウイルス感染症
対策事業宿泊施設応援給付金給付申請書兼誓約書」等の記載内容について、給付金の算
出計算(式)方法に誤解釈を招くような誤りがありましたので、お詫び申し上げますとと
もに訂正して再送付致しますので再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

計算式以外にその他の書類でも分かりやすいように改善及び簡素化の見直しを図り
ましたので前回送付させていただきました書類一式を破棄していただき、今回送付させ
ていただいたものとすべて差し換えていただきますよう併せてお願い申し上げます。

年度末から年度当初に掛けてのたいへんご多忙のところ、混乱を招くような原因を発生させたこと誠に申し訳ありませんでした。

深くお詫び申し上げますとともに、今後とも観光協会の事業に格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

前回の通知でもお示し致しましたが、本通知は、安曇野市内で旅館業法により旅館・ホテル・簡易宿泊所を営む者及び住宅宿泊事業法により住宅宿泊施設を営む者並びに市内山域で山小屋等を営む者の全ての宿泊事業者に対して発送しております。

しかし、観光を主としない企業等の福利厚生施設や、風俗営業法により宿泊施設を営む者については給付対象外となり、また、本年 1 月と 2 月を休業し、昨年同月も休業していたなどの例年冬季間を休業している宿泊施設や、開業が昨年 3 月以降となっている施設は、減少割合が比較できないため審査及び給付の対象となりませんのでご注意くださいようお願い致します。

なお、対象とならない宿泊施設の皆様にはたいへん恐れ入りますが、本通知を破棄していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

また、給付金の申請手続きにつきましては、令和 3 年 6 月 30 日 (水) 午後 5 時までに受け付けを完了していただきますようお願いいたします。

ご不明な点は、下記の担当者までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い致します。

一般社団法人 安曇野市観光協会 担当;専務理事 白澤勇一・事務局次長 羽賀美智子 TEL (0263) 82-3133 FAX (0263) 87-9361
--

【申請の流れ】

- 1 令和3年4月1日申請開始 安曇野市宿泊施設応援給付金給付要領の送付
該当と思われる場合は、申請書手続きに入る。
申請書 郵送書類書き込み、ダウンロード（HP、協会問合せ）
↓
- 2 申請書兼誓約書（様式1・様式2）の提出の他、以下の書類
 - (1) 第4条第1項別表1のうち市内で宿泊施設を営む者
 - ア 営業許可証の写しまたは標識の写し等の届出番号が記載されたもの
 - イ 令和3年1月、2月の売り上げが分かる会計帳簿等の写し及び前年の確定申告書等の写し（山小屋は除く。）不足している書類などは、随時、お問い合わせしてまいります。
 - ウ 振込先指定口座の通帳の写し
 - エ 申請金額計算書(兼請求書)
 - オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
 - (2) 第4条第1項別表1のうち市内山城等で山小屋を営む者
 - ア 営業許可証の写しまたは標識の写し等の届出番号が記載されたもの
 - イ 施設と客室の収容能力がわかる書類（平面見取図でも可）
 - ウ 振込先指定口座の通帳の写し
 - エ 申請金額計算書(兼請求書)
 - オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- ↓
- 3 審査（随時、およそ1週間ごと）及び書類の是正
↓
- 4 給付決定（随時、およそ1週間ごと）
↓
- 5 給付金の振込（審査の通過から30日以内に振込、随時、およそ1週間ごと）
↓
- 6 令和3年6月30日 最終申請受付終了
↓
- 7 令和3年7月31日 事業終了（給付決定されたすべての宿泊施設への振込完了）